

## 第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

### (1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物・景観重要樹木は、地域の景観づくりを進めるうえで重要な建造物・樹木で、道路等の公共の場所から容易に見ることができ、所有者の同意を得たものについて指定するものとします。また、所有者による提案制度も活用します。

指定の方針は、以下の事項のいずれにも該当するものとします。

#### ■景観重要建造物の指定方針

- 地域の景観のランドマークやシンボルとなっている建造物
- 地域にふさわしい景観の形成に役立てることが期待できる建造物
- 地域の人々に認知されており、親しみや愛着が持たれていると認められる建造物

#### ■景観重要樹木の指定方針

- 地域の景観のランドマークやシンボルとなっている樹木
- 地域にふさわしい景観の形成に役立てることが期待できる樹木
- 地域の人々に認知されており、親しみや愛着が持たれていると認められる樹木

### (2) 景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用の方針

指定した景観重要建造物や景観重要樹木は、適切な維持管理に努めるとともに、地域の景観形成に活用していくものとします。

- 所有者による維持管理を支援する方策を検討します。
- 景観重要建造物・景観重要樹木の周知（PR）に努めます。
- 景観重要建造物・景観重要樹木の周辺の整備や景観の誘導を検討します。